

# インターネット番組等の作成における 基本的事項

制定 2022年 5月 1日

一部改訂 2023年12月19日

全国モーターボート競走施行者協議会

## 第1 基本事項の趣旨について

ボートレースのインターネット番組等については、主催者が適宜判断し作成してきたが、ギャンブル等依存症対策基本法及びギャンブル等依存症対策基本計画の理念に則り、全国的な基本的事項を作成するものとする。ギャンブル等依存症の予防等に配慮し、対策を講ずるべき立場として主催者の責任のもと、視聴者が安心して健全にボートレースを楽しむことができることを目的として定める。

なお、必要に応じて適宜改訂を行うものとする。

## 第2 対象について

### 1. 対象とする者

施行者またはモーターボート競走の実施に係る業務もしくは事業の委託を受けた事業者を対象とする。

### 2. 対象とする内容

各競走場が制作し放映するインターネット番組（予想番組等）

## 第3 番組制作における表現・表示等に関する事項について

### 1. 基本的な考え方

過度に射幸心をあおる内容にならないよう留意する。また、勝舟投票券を購入することが禁じられている20歳未満の者に対し勝舟投票券の購入を禁止することや、ギャンブル等依存症の抑止のため、「のめり込み」を防止し節度ある購入を促す等の配慮を行う。

### 2. 番組制作における留意事項

#### (1) 出演者は以下の点に留意するものとする

- ・射幸心をあおるような発言や不適切な発言は行わないこととする。
- ・ボートレーサーとの関係性について、視聴者の誤解を招くような発言や表現（八百長や不正疑惑が連想される発言や表現等）を行わないこととする。

#### (2) 番組制作をする者は以下の点に留意するものとする。

- ・放映中は、適宜画面上に、勝舟投票券購入についての年齢制限や余裕資金で購入する旨の注意喚起の表示を行うこととする。
- ・出演者へ「1. 出演者の留意点」を事前に説明し、問題が発生した場合等の責任の所在等事前に協議した内容を文書にて取り交わすこととする。
- ・チャットのコメント欄において誹謗中傷、侮蔑などの不適切な発言や荒らし行為、スパム行為及び宣伝行為等があった場合は削除、タイムアウト、アカウント非表示等を行うこととする。
- ・放映番組内での金額の表示をする場合、過度に射幸心をあおる内容にならないよう留意する。更に、一日を通した収支の表示は、高額な金額と

なるため、射幸心を煽らないよう細心の注意を払うこと。

- 場内等を撮影する場合には、一般来場者等が映り込まないように配慮することとする。
- ギャンブル等依存症対策のため、一般財団法人ギャンブル依存症予防回復支援センター（サポートコール）の連絡先及び注意喚起文書を概要欄に表示することとする。